

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（適用事業所名称は、B株式会社）における資格取得日は昭和43年4月1日、資格喪失日は45年1月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年4月から同年9月までは1万6,000円、43年10月から44年9月までは2万円、44年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から46年6月1日まで
昭和43年3月に中学校卒業と同時にA株式会社（現在は、C株式会社）のD工場に入社し、46年5月まで勤務していた。
国（厚生労働省）の記録では、昭和43年3月21日から同年4月1日までの期間に厚生年金保険に加入となっているが、退職後、雇用保険の失業給付を11万円近く受給したため、厚生年金保険の加入期間はもっと長期であったはずである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録（昭和43年4月1日取得から45年1月21日喪失まで）は、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号「*」、旧姓での氏名及び生年月日と一致していることから、当該記録は申立人に係るものであると認められ、事業主は、申立人が昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年1月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から昭和43年4月から同年9月までは1万6,000円、43年10月から44年9月までは2万円、44年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和45年1月21日から46年6月1日までの期間について、健康保険厚生年金保険被保険者原票、C株式会社が保管する厚生年金保険の管理台帳及びE年金基金が保管する申立人に係る加入記録によれば、いずれも資格喪失日は45年1月21日と記録されているところ、同僚からは当該期間において、申立人がA株式会社に勤務していたことを特定できる証言等は得られない上、当該期間において、申立人が厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

ねんきん定期便が送付され確認すると、平成18年7月20日に支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、平成22年4月9日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主がA年金事務所へ提出した平成18年7月20日に支給された賞与に係る月別給与一覧表から、申立人は、16万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

ねんきん定期便が送付され確認すると、平成18年7月20日に支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、平成22年4月9日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主がA年金事務所へ提出した平成18年7月20日に支給された賞与に係る月別給与一覧表から、申立人は、22万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

ねんきん定期便が送付され確認すると、平成18年7月20日に支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、平成22年4月9日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主がA年金事務所へ提出した平成18年7月20日に支給された賞与に係る月別給与一覧表から、申立人は、22万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年2月10日、資格喪失日に係る記録を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月10日から同年3月1日まで
高校を卒業後の昭和36年3月にC株式会社（その後、合併によりA株式会社）に入社してから平成14年に退職するまで正社員として継続して勤務しており、申立期間についてはA株式会社B工場勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚二人の証言から、申立人が、申立期間においてA株式会社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期入社である前述の同僚二人からは、「昭和38年に申立人と一緒にA株式会社B工場（当時は、C株式会社）に異動となり、その後39年3月に同社D工場に異動となった。」旨の証言を得ており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によれば、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は申立期間当時においても継続していることから、申立人についても当該同僚と同様に厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

なお、C株式会社は、昭和38年8月にE株式会社と合併し、A株式会社に商号変更しており、申立人が当時在籍していた事業所は、A株式会社B工場として、昭和39年2月10日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 39 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は、「申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかは不明である。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川国民年金 事案531

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年9月まで

私の姉や妹は、20歳から国民年金に加入しているので、私が20歳になった頃に、私の父親が国民年金への加入手続を行ったはずである。

昭和43年9月に婚姻するまでは、父親が農協の組合員勘定で家族の分の国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和51年1月20日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効で納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が婚姻するまで住んでいたA町では、国民年金に加入した場合に作成される国民年金被保険者名簿については、「世帯ごとに管理しており、転出者でも国民年金被保険者名簿は廃棄しない。」と回答しており、申立人の姉及び妹の国民年金被保険者名簿は確認できるが、申立人の国民年金被保険者名簿は無く、申立期間において、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっており、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、父親が、申立期間の保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案532

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和50年4月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまで、郵便局や金融機関で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまで国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人が59年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間中に国民年金への加入手続をした形跡は無い。

また、申立期間は、申立人が昭和61年4月1日に国民年金被保険者資格を再取得するまでは、国民年金の未加入期間となっており、納付書が送付されないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案533

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年3月まで
私が満20歳になった昭和47年*月頃に、A町役場から勧められて国民年金に加入したと思う。
国民年金保険料は、毎月自宅に集金に来ていたA町役場の職員に父親が納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月頃に、A町役場から勧められて国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の者の任意加入被保険者資格の取得年月日から、50年4月から同年12月までの間と推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録及びA町の国民年金印紙検認記録票では、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、昭和50年4月からの納付となっている上、申立人は、「国民年金保険料（の期間）を遡って、まとめて納付したことや、過年度分の納付書を社会保険事務所（当時）で作成してもらった記憶は無い。」と供述していることから、申立人の父親は、昭和50年4月分の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間の納付状況を確認することはできない上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成元年5月までの期間及び同年9月から8年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から平成元年5月まで
② 平成元年9月から8年8月まで

A市役所から国民健康保険料と国民年金保険料の支払いが滞っている旨の連絡があったので、国民健康保険料3万円及び国民年金保険料1万円を、毎月、分割納付することを約束して、昭和57年4月から平成8年8月まで、A市の発行した納付書で納付していた。

A市との約束どおり、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納となっているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月から平成8年8月までの期間については、A市の発行した納付書で、国民年金保険料1万円を、毎月、分割納付したと主張しているが、オンライン記録から、当該期間のうち、元年6月から同年8月までの保険料は、当時の保険料月額8,000円を過年度納付していることが確認でき、申立人が主張する納付金額及び納付方法と異なっている。

また、国民年金保険料は、保険料の月額以外の金額で分割して納付することができないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人と当時同居していた申立人の妻は既に亡くなっており、当時の国民年金保険料の納付状況について確認できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間①及び②当時は、私が、毎年、A市役所で国民年金保険料納付の免除申請手続きをしていた。

申立期間①及び②の前後の期間の記録が国民年金保険料納付の免除になっているのに、当該期間の保険料が未納とされているのは納得できないので、この期間の保険料納付が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年、A市役所で国民年金保険料納付の免除申請手続きを行っていたと主張しているが、申立期間①及び②以外にも保険料の未納期間が散見される上、オンライン記録から、申立人が申立期間①及び②の免除申請手続きを行った形跡は見当たらない。

また、申立人は、今回の申立て以外に、国民年金の年金記録に係る確認申立てを行っており、その際には、申立期間①及び②の国民年金保険料納付の免除について、「(今回の申立期間となる)昭和60年頃までは収入が国民年金保険料納付の免除基準よりも多く、免除に該当しない年もあった。」と述べている上、申立人の申立期間①及び②当時の申立人の所得が確認できないことから、申立人が保険料納付の免除申請手続きを行っていたとしても、申立人の保険料納付の免除について承認されていたかは不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料納付の免除申請手続きをしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免

除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月24日から60年5月13日まで

昭和58年3月31日に株式会社Aを退職し、同年4月1日に公共職業安定所で再就職の手続きをして、同月に就職支度金を約20万円もらった。株式会社Bでは、同年4月24日から独身寮に入り、翌日25日から仕事をした。57年に運転免許証の更新があり、その翌年から勤めたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和58年3月31日に株式会社Aを退職し、同年4月24日から株式会社Bに勤務したと主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人の株式会社Bでの厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和60年5月13日となっており、雇用保険の資格取得日と一致しているとともに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者は名字のみのため特定できず、オンライン記録で申立期間中に厚生年金保険の加入記録が確認できた同姓の者二人に照会したものの、回答のあった一人は、申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間における株式会社Bの勤務実態を確認できない。

また、株式会社Bは、「申立人の申立期間における在籍の記録は無い。社会保険庁側の記録がある期間については正社員です。」と回答している上、同社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び社会保険連名簿（社員の社会保険の加入記録管理簿）の写しでは、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和60年5月13日と記載されている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人の株式会社A、C工場での厚生年金保険の加入記録は、昭和59年8月16日取得から60年3月31日喪失までとなっており、雇用保険の加入記録と一致しているとともに、企業年金連合会から回答があった、申立人の株式会社A、C工場に係るD厚生年金基金の加入記録も一致している上、株式会社E（旧株式会社A、C工場）では、申立人の勤務期間は、59年8月16日入社から60年3月30日退職までと回答しており、回答書と一緒に提出された雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）の離職年月日も60年3月30日と記載されている。

加えて、申立期間における雇用保険の加入記録から、F株式会社（昭和57年11月17日取得から58年4月20日離職まで、及び58年11月18日取得から59年4月20日離職まで）、G株式会社（昭和58年6月8日取得から同年7月31日離職まで）及びH株式会社（昭和58年8月17日取得から同年10月31日離職まで）に勤務していたことが確認でき、G株式会社での雇用保険の加入記録は申立人の厚生年金保険の加入記録及び企業年金連合会から回答があった基金の加入記録と一致している上、H株式会社での雇用保険の加入記録も厚生年金保険の加入記録と一致していることを踏まえると、申立人が申立期間に株式会社Bに勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日まで
私は、株式会社Aの保養センターの管理の仕事をしていた。

お客さんが保養センターに来た時は、食事や宿泊の世話をしたりしていたが、普段は、同センターの掃除や畑作業をしていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 11 月 1 日から株式会社Aの保養センターの管理の仕事をしていたと主張しているところ、申立人の戸籍の附票から、申立人が同年 11 月 13 日から 62 年 6 月 11 日まで、同センターの所在地に申立人が名前を挙げている同僚と一緒に居住していることが確認できる。

しかしながら、前述の同僚は、「保養センターの管理人を行っていたのは、私であり、申立人には、その補助をしてもらっていた。」「申立人は社員ではなく、私だけが社員として雇用され、厚生年金保険を掛けてもらっていた。」と述べている上、株式会社Aは、「当社の雇用書類からは申立人に係る雇用事実について、確認することができなかった。」と回答しており、このほか申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認できる証言等は得られなかった。

また、B国民健康保険組合及びC厚生年金基金の加入記録からは、申立人が株式会社Aに勤務していることが確認できない上、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月 1 日から同年 11 月 13 日までの期間及び 63 年 4 月 1 日から現在までの期間において、D市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。